

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させることが必要である。このため、本システムにおいて不正な情報取得が行われないようシステムを設計し、特定個人情報の一元管理・把握が不可能な仕組みの導入等、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

番号制度導入の目的である迅速かつ安全な情報連携を実現するため、情報提供ネットワークシステムは特定個人情報の照会・提供の媒介を行う。情報提供ネットワークシステムで保持する特定個人情報については、業務上必要最小限のものとすることで、特定個人情報の一元管理・把握を回避する。また、番号法上認められた情報連携以外はシステム上連携しないなど、不正な情報連携の防止を図る。

## 評価実施機関名

総務大臣

## 特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

平成26年12月2日

## 公表日

平成26年12月4日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務
②事務の内容 ※	<p>社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度である。個人番号の利用は、より公平・公正な社会、社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会、行政に過誤や無駄のない社会、国民にとって利便性の高い社会、国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現を旨として行うものである。情報提供ネットワークシステムは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき特定個人情報の正確かつ安全な連携を行うために設置されるシステムである。個人情報についてはこれまでどおり、行政機関や地方公共団体等の情報照会者又は情報提供者（以下「情報照会者等」という。）がそれぞれの事務を遂行するために必要な情報を分散して管理することとし、情報照会者等が保有していない個人情報を必要とする場合には、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うこととする。これにより、個人情報を特定の情報照会者等へ集約したり、情報提供ネットワークシステムにて一元管理しないものとする。情報提供ネットワークシステムにより実現する事務は、次のとおりである。</p> <p>(1)符号の生成（根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第20条） 情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいては個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。すなわち、情報提供ネットワークシステムにおいて情報連携を行う際に符号を用いることにより、万が一、符号が漏えいした場合でも、符号が個人番号を含む個人情報と紐付けされることを防止することとしている。これを実現するため、情報提供ネットワークシステムは、情報照会者等からの依頼を受け、各種符号（連携用符号、情報提供用個人識別符号）を生成する。</p> <p>(2)情報連携の媒介（根拠法令：番号法第21条） 情報照会者からの情報照会を情報提供者に対し連絡し、情報照会・提供の媒介を行う。情報の一元管理を防止するため、本機能においては、情報提供用個人識別符号を用いて特定個人情報の照会・提供に係る情報連携を媒介するのみとし、特定個人情報ファイルの保存は行わない。 また、番号法で認められた範囲（番号法第21条第2項）を超えて情報連携を行うことを防止するため、情報保有機関が情報提供ネットワークシステムとの接続開始時に、接続申請により特定個人情報保護評価が適切に実施されていることを確認する。また、情報照会者等が情報連携を行う都度、情報照会の内容と情報提供ネットワークシステム内で管理するファイルとを照合して当該情報連携が番号法で認められた事務等の範囲であることを確認する。なお、番号法で認められる範囲を超えている場合は情報連携を行わない。</p> <p>(3) 情報提供等の記録の管理（根拠法令：番号法第23条） 番号法第23条の規定においては情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項については情報提供等の記録として保存する。情報提供等の記録を参照することで、いつでも誰の特定個人情報が照会・提供されたのかを把握することができる。情報提供等の記録として保存するのは、情報照会・提供を行った日時や特定個人情報の項目などの記録のみであり、提供された情報の内容が記録されることはない。 情報提供等記録開示システム（※）を介した本人からの情報提供等の記録の開示請求がなされた場合には、情報提供等の記録を開示する。また、番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第11号の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、特定個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。 番号法第52条第1項の規定に基づく特定個人情報保護委員会への報告については、犯罪捜査を目的としたものではない。</p> <p>（※）平成29年1月から情報提供等記録開示システムが稼働する予定。当該システムにより、自らの特定個人情報がどのように利用されたのか確認すること等が可能になる。</p> <p>（留意事項） 情報提供ネットワークシステムの稼働開始について、情報提供用個人識別符号の発行は平成28年4月からの予定であり、情報連携の媒介及び情報提供等の記録の管理は平成29年1月からの予定である。本評価書の作成に当たり、現在検討中である情報提供ネットワークシステムの運用業務に係る項目については、現時点では想定で記載し、内容が確定次第、特定個人情報保護評価の再実施を行う予定である。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

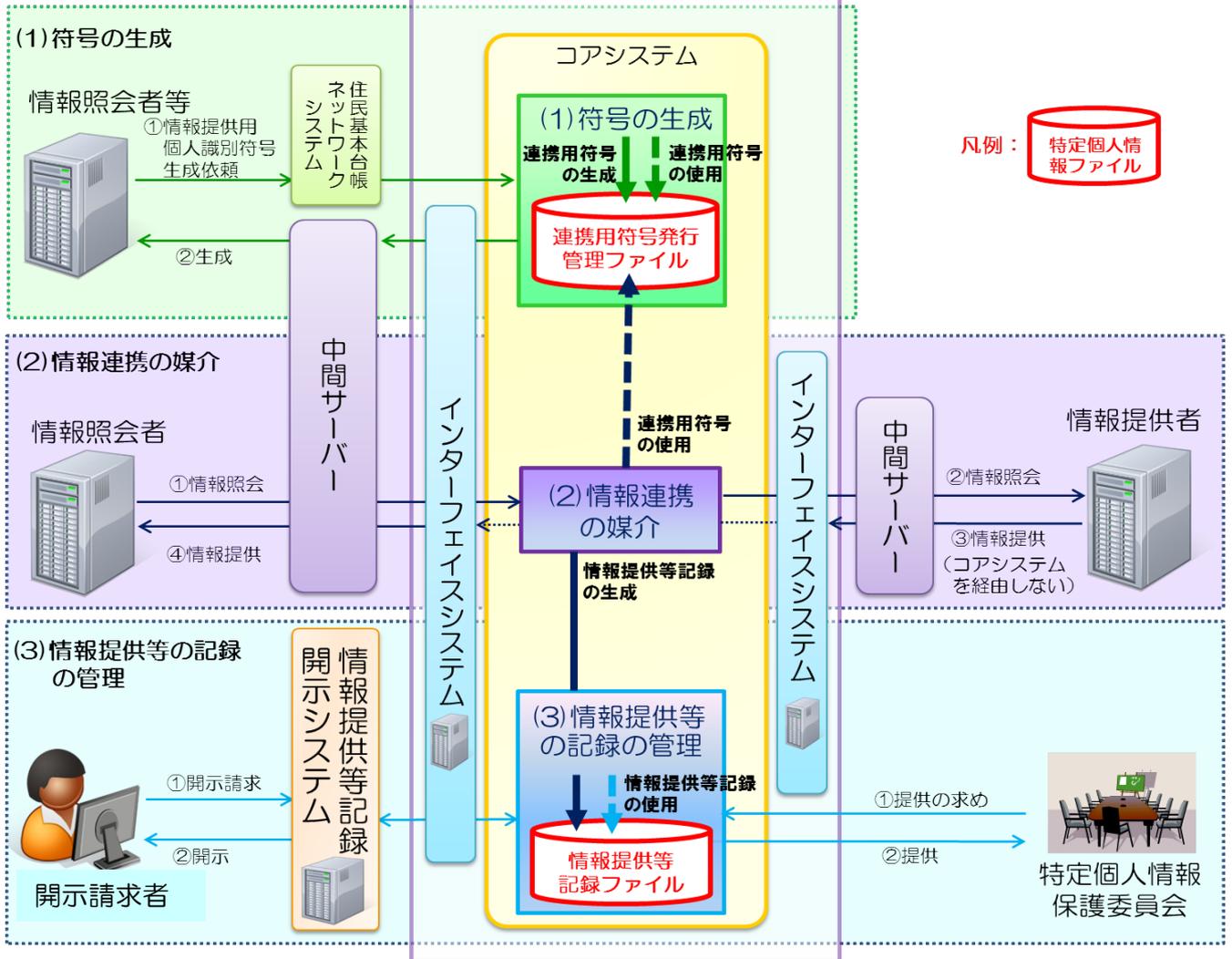


3. 特定個人情報ファイル名	
1. 連携用符号発行管理ファイル 2. 情報提供等記録ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>情報提供ネットワークシステムの符号の生成機能及び情報提供等の記録の管理機能については、次の必要性から、特定個人情報ファイルとして連携用符号発行管理ファイル及び情報提供等記録ファイルを保有する。</p> <p>(1)連携用符号発行管理ファイル 情報の分散管理を実現するため、情報提供ネットワークシステムにおいて個人番号を一切用いず、個人を特定するために、個人番号に代えて符号を用いることとしている。このため、情報提供ネットワークシステムは各種符号(連携用符号、情報提供用個人識別符号)を生成することとしており、①連携用符号の重複生成防止、②情報提供用個人識別符号の発行の有無の判定、③障害時等の調査を行うことを目的として、符号の生成・変換に必要な連携用符号管理情報を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。</p> <p>(2)情報提供等記録ファイル 番号法第23条の規定において、情報提供等の記録の記録・保存が義務付けられていることから、情報提供ネットワークシステムを介した情報照会・提供に係る事項についての情報提供等の記録を特定個人情報ファイルとして保有する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1. 国民の行政手続負担の軽減 社会保障・税に係る行政手続における添付書類の削減が期待できる。</p> <p>2. 公正・公平な行政の実現 所得のより正確な捕捉により、きめ細やかな新しい社会保障制度の設計に資すると期待できる。</p> <p>3. 行政の効率化 情報を電子的に迅速に授受することにより、行政事務の効率化が見込まれ、効率化された人員や財源を国民サービスにより振り向けることが期待できる。</p> <p>4. 開示請求者からの開示請求への対応 開示請求者は、いつ誰が情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか確認できる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・第21条第2項(情報提供ネットワークシステム) ・第23条第3項(情報提供等の記録) ・第24条(秘密の管理)</p> <p>2. 番号法施行令 ・第20条第6項・第7項(情報提供用個人識別符号の取得) ・第27条第1項・第2項・第4項・第5項・第6項(特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室
②所属長	個人番号企画室長 望月明雄
8. 他の評価実施機関	
システム開発の主体として内閣官房社会保障改革担当室	

(別添1) 事務の内容

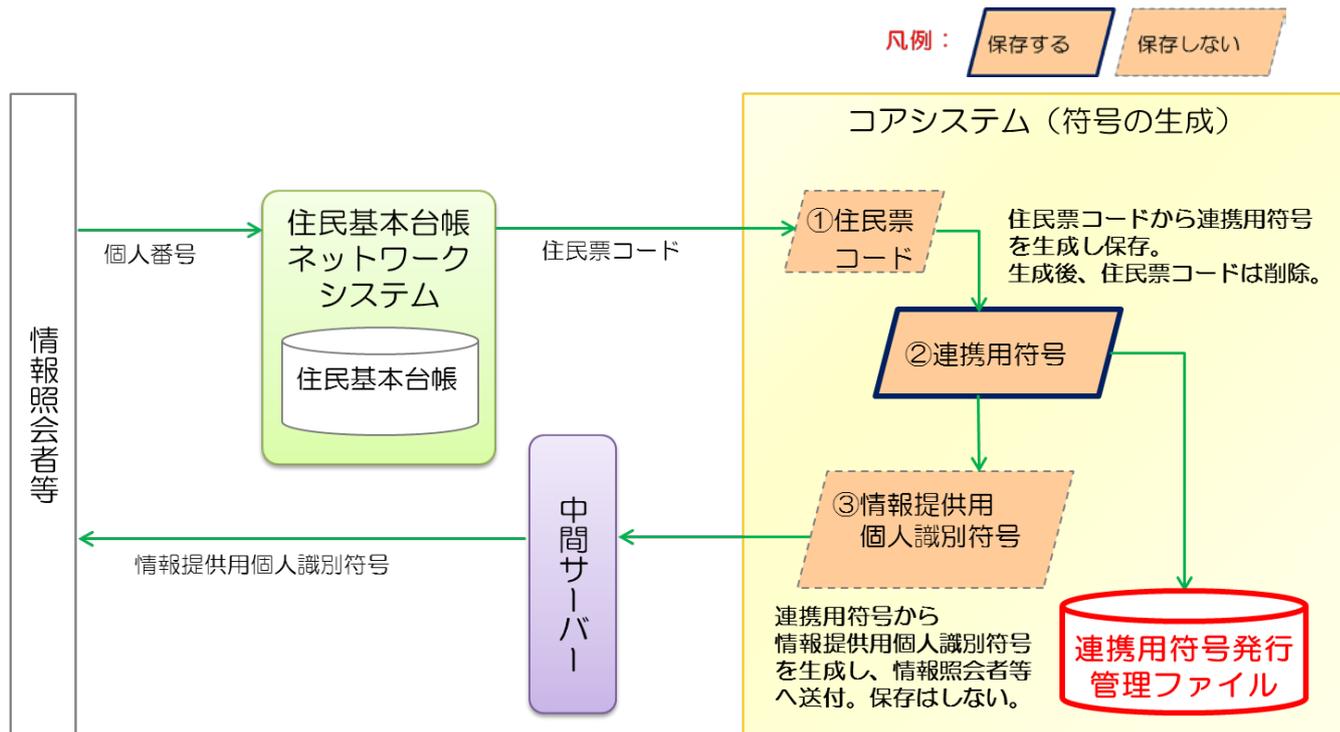
【全体イメージ図】

情報提供ネットワークシステム

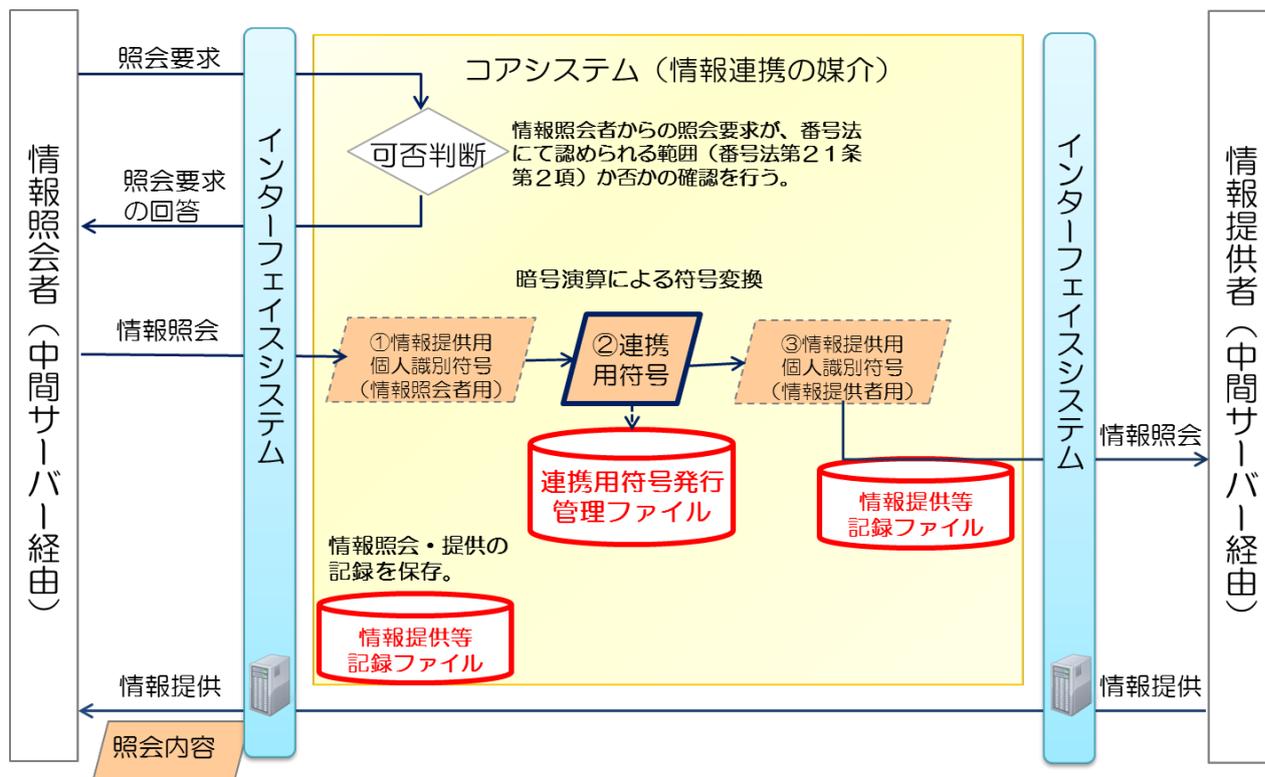


図中の(1)符号の生成、(2)情報連携の媒介、(3)情報提供等の記録の管理の詳細を、以下それぞれ示す。

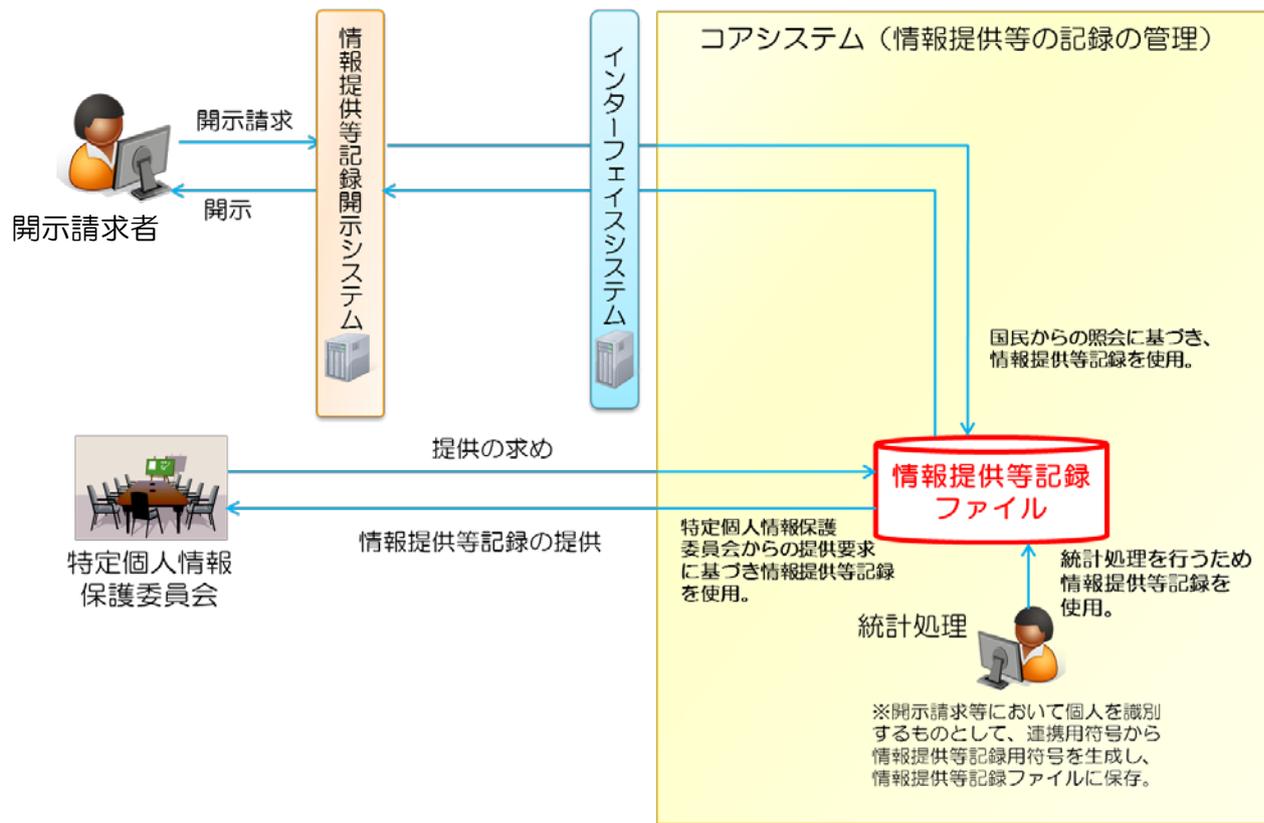
## (1) 符号の生成



## (2) 情報連携の媒介



(3) 情報提供等の記録の管理



(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 連携用符号発行管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者
その必要性	番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者の全ての連携用符号や連携用符号から変換される情報提供用個人識別符号を生成する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 連携用符号発行管理情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号対応符号(連携用符号) 個人番号(マイナンバー)を使用せずに、連携用符号及び情報提供用個人識別符号により、本人を特定して情報提供ネットワークシステムを運用していくために、システム管理上必要な項目として保有する。</li> <li>・その他 連携用符号生成時に、既に生成済みの連携用符号との重複生成を防止し、連携用符号を一意とする必要があるため保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日(現時点での予定として記載。特定個人情報の使用開始日において同じ。)
⑥事務担当部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載 )	
③入手の時期・頻度	連携用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載	
④入手に係る妥当性	—	
⑤本人への明示	特定個人情報の使用に関しては、番号法第2条第14項、第19条第7号及び第21条第2項において、情報提供ネットワークシステムにより情報連携を行う旨が規定されている。	
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに生成する連携用符号が、生成済みの連携用符号と重複することを防止するための機能として使用(住民票コード変更の際の重複の確認を含む。)</li> <li>・情報連携の媒介において、連携用符号から情報提供用個人識別符号を生成する際に、生成済の判定及び暗号演算に必要な情報を取得するために使用。</li> <li>・障害時や異常発生時等に暗号鍵等が危殆化し、連携用符号を再生成する必要が生じた場合に使用。</li> <li>・符号生成に関する統計処理の元データとして使用。</li> </ul>	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務省大臣官房企画課個人番号企画室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会者等から符号生成の依頼を受け、情報照会者等から住民基本台帳ネットワークシステムを介して符号生成の対象者の住民票コードを受領する。住民票コードを基に、暗号演算により、対象者ごとに異なり、情報提供用個人識別符号等の生成の基となる全ての情報照会者等に共通の連携用符号を生成し、連携用符号発行管理ファイルに保存する。住民票コードは連携用符号生成後に直ちに削除する。</li> </ul>	
	情報の突合 ※	① 住民基本台帳ネットワークシステムから受領した住民票コードから生成した連携用符号が、既に生成している連携用符号と同一でないか突合する。 ② 情報照会を受けた際、照会対象者の連携用符号を基に、情報提供者へ情報提供用個人識別符号が発行済みかを確認するため、連携用符号発行管理ファイル(発行履歴)と突合する。
	情報の統計分析 ※	符号生成処理状況の把握のため、必要な統計処理を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	ない。
⑨使用開始日	平成28年4月1日	







コアシステム

連携用符号発行管理ファイル

連携用符号	住民票コードを基に生成する個人ごとに異なる符号 住民票コードへの不可逆性をシステムで担保
連携用符号管理情報	連携用符号生成時に、既に生成済みの連携用符号との重複生成を防止し、 連携用符号を一意とするための暗号情報
連携用符号のバージョン	連携用符号のバージョン情報。暗号鍵等が危殆化し、連携用符号を再生 成する必要が生じた場合を考慮し保存
機関別パラメータ	情報提供用個人識別符号を変換する際に付与する情報照会者等ごとの パラメータ
情報提供用個人識別符号生成方式等 のバージョン	情報提供用個人識別符号の生成方式等のバージョン。暗号鍵等が危殆化 し、連携用符号を再生成する必要が生じた場合を考慮し保存
機関コード	情報提供用個人識別符号を生成した情報照会者等のコード
発行日時	情報提供用個人識別符号の発行日時

\* 要件定義段階の記録項目及び項目名

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 情報提供等記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供の対象となる者
その必要性	情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会・提供があったときは、当該照会・提供に係る事項を情報提供ネットワークシステムに記録・保存しなければならないものとされている(番号法第23条)。これにより、情報提供ネットワークシステムを使用して行われた特定個人情報の照会・提供のやり取りを対象者ごとに、情報提供等記録ファイルに記録・保存する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 特定個人情報の項目等の照会・提供の記録に関する事項 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号対応符号(情報提供等記録用符号) 情報提供等記録ファイルは、本人等からの開示請求による閲覧、特定個人情報保護委員会への資料提供等に使用されるが、その場合の対象者を一意に特定する識別情報として情報提供等記録用符号を生成し、記録している。</li> <li>・その他 番号法第23条に規定されている項目及びシステム管理のために必要な項目を選定して記録している。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月4日(現時点での予定として記載。特定個人情報の使用開始日において同じ。)
⑥事務担当部署	総務省大臣官房企画課個人番号企画室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載 )	
③入手の時期・頻度	情報提供等記録用符号の生成については、特定個人情報ファイルの入手には該当しないため、⑧使用方法の欄に記載	
④入手に係る妥当性	—	
⑤本人への明示	特定個人情報の使用に関する法令の規定として、番号法第23条第3項において、特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは情報提供ネットワークシステムに記録を保存する旨が規定されている。	
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求者からの開示請求に対して、対象となる情報提供等の記録を開示し、いつ誰がどのような情報を情報提供ネットワークシステムを使用して本人の特定個人情報を照会・提供したのか開示することを可能にする。</li> <li>・情報提供等の記録を情報提供ネットワークシステムに記録・保存することにより、不正な情報連携の有無を確認することを可能とする。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを円滑かつ安定的に運用していくため、情報連携の処理件数等を集計し、統計資料として使用する。</li> </ul>	
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務省大臣官房企画課個人番号企画室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第23条の規定に基づき、情報連携における情報照会・提供に係る一連の過程に関する情報を自動的に記録し、情報提供等記録ファイルに保存する。その際、特定の個人を識別するものとして個人番号(マイナンバー)は利用せずに、連携用符号から情報提供等記録用符号を生成し、情報提供等記録ファイルに保存する。</li> <li>・情報提供等記録開示システムを介して本人から開示請求を受信した際に、該当する情報提供等の記録を抽出し、インターフェイスシステムを介して情報提供等記録開示システムへ送信する。</li> <li>・番号法第52条第1項の規定により、特定個人情報保護委員会から報告を求められた場合には、番号法第19条第11項の規定により、特定個人情報を提供することとされており、この規定に基づき、特定個人情報保護委員会から情報提供等の記録の提供の求めがあった場合には、情報提供等の記録を提供する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムにおける運用実績の把握、情報提供ネットワークシステムの利用範囲の拡大の検討、及び行政機関等の正確な業務量の把握等のため、必要な集計・統計処理を行う。</li> </ul>	
情報の突合 ※	突合は行わない。	
情報の統計分析 ※	・情報提供ネットワークシステムにおける運用実績の把握、情報提供ネットワークシステムの利用範囲の拡大の検討、及び行政機関等の正確な業務量の把握等のため、必要な集計・統計処理を行う。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第18条の規定により、情報提供等の記録の開示又は不開示の決定を行う。	
⑨使用開始日	平成29年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	情報提供ネットワークシステムの運用業務	
①委託内容	情報提供等の記録に関する運用業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、統計処理の業務)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	情報提供ネットワークシステムを使用して行われた特定個人情報の照会・提供の対象となる者	
その妥当性	システム全般に係る保守・運用等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要することなど、全体の取扱いを委託することが必要であるため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 (システムが設置されるデータセンター内にて取扱いを行う。)	
⑤委託先名の確認方法	調達結果(委託先名)は官報公示及びホームページ公表により、国民等が確認可能。	
⑥委託先名	平成27年度以降に調達を実施予定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他の総務省が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





コアシステム

情報提供等記録ファイル

情報提供等記録用符号

処理通番

処理通番の枝番

事務名

事務手続き

情報照会者の名称

情報提供者の名称

提供の求めの日時

提供の日時

特定個人情報名

特定個人情報の項目

不開示情報に該当する場合はその旨

過誤中止事由

\* 要件定義段階の記録項目および項目名

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 連携用符号発行管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(留意事項) 連携用符号は、情報提供ネットワークシステム内で住民票コードから生成されるため、「特定個人情報の入手」には該当しないが、特定個人情報である連携用符号の生成におけるリスク対策について、「3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄に記載することとする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	
個人番号の真正性確認の措置の内容	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	情報提供ネットワークシステムでは、地方公共団体の宛名システムに相当する個人番号(符号含む。)と他の個人情報とを紐付けるようなシステムは存在しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムが存在するのみで、その他のシステムは存在しない。なお、連携用符号はシステム内で暗号化されて管理されており、また、連携用符号から情報提供用個人識別符号への変換はシステム上で自動的に暗号演算により実施されるため、特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われることや事務に必要なない情報と併せて取り扱われることはあり得ない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のユーザ認証の管理を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報資産の重要度に応じて、ID・パスワード認証、生体認証、多要素認証など適切な認証方式を選択するよう設計を行う。また、デュアルロック機能等も活用する。</li> <li>・パスワードには有効期限を設ける。また、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。</li> <li>・システムへのログイン画面に前回のログイン日時を表示し、不正ログインの有無を確認できるようにする。</li> <li>・OSやデータベースで初期設定されているIDのパスワードは、システム管理者が初期設定時に変更又は無効化する。</li> <li>・定期的にパスワード変更のアラートを出すことにより、パスワード変更を実施する。</li> <li>・OSや管理ソフトにより運用端末へのアプリケーションのインストールを制限する。</li> <li>・システムにアクセスできる端末を制限する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限発行・失効の管理を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の役職やシステム運用者の役割に従って権限を設定し、ユーザと権限の対応表を作成する。</li> <li>・職員や運用者の異動等に伴い、必要な権限を確認し、迅速に発効・失効を実施する。</li> <li>・定期的に対応表を見直し、アクセス権限の発行・失効管理が正しく実施されていることの確認を行う。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限の管理を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・IDやアクセス権限の発行・失効処理の権限を持つ者を制限し、発行・失効を行った際はその旨の記録を残す。</li> <li>・職員・運用者によるID・パスワードの共有利用は行わない。</li> <li>・定期的に対応表を見直し、アクセス権限が正しく付与されているか確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	連携用符号は、人が識別できない形態(規則性を備えていない数字・文字列の羅列)で生成・保存し、運用端末からアクセスできないよう使用の制御を行っている。連携用符号発行管理ファイルには生成済みの符号に関する情報を恒久的に保管することとしており、連携用符号発行管理ファイル自体が使用の記録であるとともに、アクセスに関するログの記録を行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線LAN経由でのアクセスを許可しない。</li> <li>・システムにログインするパスワードは、システム上不可逆な形式で暗号化され保管される。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次で当該業務従事者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う。</li> <li>・システムの監査権限を持った者が、操作ログ等で職員個人別のシステム利用状況の記録を残し、定期的に異常作業等の監視を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員や運用者が使用する端末は、許可されてないUSB等の媒体接続を禁止する。</li> <li>・許可されていない外部媒体への書き出しを系統的に禁止する。</li> <li>・運用着手に当たり、システム運用者に対しバックアップ権限を付与し、システム運用者のみバックアップを実施できるようにする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;連携用符号の生成について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携用符号は、情報照会者等からの依頼に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを介して受領する住民票コードを基に、システム内にて暗号演算により生成・保存する。住民票コードは、住民基本台帳ネットワークシステムを通じ、情報照会者等から符号生成の対象者に関するもののみを受領する仕組みとしている。対象者の住民票コードの受領は、地方公共団体情報システム機構から暗号化された状態で専用線にて受領しており目的外の生成が行われることはない。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムにおいて、住民票コードを受領してから連携用符号を生成するまでの処理及び情報提供用個人識別符号への暗号演算による変換は、一連のクローズドのシステム処理により自動的に行うため不適切な方法で生成されることはない。</li> <li>・連携用符号の生成は、暗号化技術を用いて実施される。その際に用いる鍵は、物理的・論理的に内部情報を読み取られることに対する耐性の高い機能を備え、鍵の生成・管理における高い安全性を確保するハードウェア機器(HSM:Hardware Security Module)を用いて厳密な管理を行い、鍵の不正利用等を防止する。</li> <li>・連携用符号の生成の際は、連携用符号発行管理ファイルと突合し、既に生成済みの連携用符号と重複がないか等の確認を行い正確性を確保する。</li> </ul>	



その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 特に力を入れて遵守している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・データセンターや運用端末が置かれた部屋では、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。 ・データセンターや運用端末が置かれた部屋に監視カメラを設置し、端末や媒体の持ち出し・持ち込みの監視を行う。
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・FW(ファイアウォール)、WAF(アプリケーションファイアウォール)等を導入し、必要な通信のみ制御する。 ・ネットワークを介した侵入検知や保護を行えるIDS(侵入検知システム)、IPS(侵入保護システム)を設置する。 ・端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを適宜更新する。 ・OSやデータベースに関するセキュリティ情報の情報収集を行い、セキュリティパッチを適宜適用する。
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	システムでは生存者か死者かを区別することなく安全管理を実施する。
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	連携用符号の重複生成を防ぐため、及び、各情報照会者等から情報提供等個人識別符号を用いた情報照会要求に対応するために、生成済みの連携用符号に関する情報を恒久的に保管している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めていない ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	連携用符号の重複生成を防ぐため、及び、各情報照会者等から情報提供等個人識別符号を用いた情報照会要求に対応するために、生成済みの符号に関する情報の保管が恒久的に必要であり、情報は削除しない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	情報提供ネットワークシステムでは、地方公共団体の宛名システムに相当する個人番号(符号含む。)と他の個人情報とを紐付けるようなシステムは存在しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務においては、情報提供ネットワークシステムが存在するのみで、その他のシステムは存在しない。なお、情報提供等記録用符号はシステム内で暗号化されて管理されており、また、連携用符号から情報提供等記録用符号への変換はシステム上で自動的に暗号演算により実施されるため、特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われることや事務に必要な情報と併せて取り扱われることはあり得ない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のユーザ認証の管理を行っている。 ・情報資産の重要度に応じて、ID・パスワード認証、生体認証、多要素認証など適切な認証方式を選択するよう設計を行う。また、デュアルロック機能等も活用する。 ・パスワードには有効期限を設ける。また、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。 ・システムへのログイン画面に前回のログイン日時を表示し、不正ログインの有無を確認できるようにする。 ・OSやデータベースで初期設定されているIDのパスワードは、システム管理者が初期設定時に変更又は無効化する。 ・定期的にパスワード変更のアラートを出すことにより、パスワード変更を実施する。 ・OSや管理ソフトにより運用端末へのアプリケーションのインストールを制限する。 ・システムにアクセスできる端末を制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限発行・失効の管理を行っている。 ・職員の役職やシステム運用者の役割に従って権限を設定し、ユーザと権限の対応表を作成する。 ・職員や運用者の異動等に伴い、必要な権限を確認し、迅速に発効・失効を実施する。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限の発行・失効管理が正しく実施されていることの確認を行う。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	情報提供ネットワークシステムとしては、以下のアクセス権限の管理を行っている。 ・IDやアクセス権限の発行・失効処理の権限を持つ者を制限し、発行・失効を行った際はその旨の記録を残す。 ・職員・運用者によるID・パスワードの共有利用は行わない。 ・定期的に対応表を見直し、アクセス権限が正しく付与されているか確認を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムへのアクセスログ、システムでの操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・ログは電子署名の付与等を行い、改ざんが検出できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。
その他の措置の内容	・無線LAN経由でのアクセスを許可しない。 ・システムにログインするパスワードは、システム上不可逆な形式で暗号化され保管される。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・情報提供等記録用符号は暗号化され保存されている。 ・年次で当該業務従事者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育・啓蒙活動を行う。 ・操作ログ等で職員個人別のシステム利用状況の記録を残し、システムの監査権限を持った者が、定期的に異常作業等の監視を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員や運用者が使用する端末は、許可されていないUSB等の媒体接続を禁止する。</li> <li>・許可されていない外部媒体への書き出しを系統的に禁止する。</li> <li>・開示請求者へ電子記録媒体形式で開示する場合は、媒体接続する端末を必要最小限にする。</li> <li>・運用着手に当たり、システム運用者に対しバックアップ権限を付与し、システム運用者のみバックアップを実施できるようにする。</li> <li>・データ抽出等はログを残し、定期的にチェックする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;情報提供等記録用符号の生成について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録用符号は、外部から入手されるものではなく、情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会・提供が行われる都度、当該システム内で自動的に生成されるものであり、目的外の生成が行われることはない。</li> <li>・情報提供等記録用符号の生成は、一連のクローズドのシステム処理により自動的に行うため不適切な方法で生成されることはない。</li> <li>・情報提供等記録用符号の生成は、暗号化技術を用いて実施される。その際に用いる鍵は、物理的・論理的に内部情報を読み取られることに対する耐性の高い機能を備え、鍵の生成・管理における高い安全性を確保するハードウェア機器(HSM:Hardware Security Module)を用いて厳密な管理を行い、鍵の不正利用等を防止する。</li> <li>・情報提供等記録用符号の生成の際は、連携用符号発行管理ファイルと突合し、既に生成済みの情報提供等記録用符号と重複がないか等の確認を行い正確性を確保する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計法令等に基づく総合評価落札方式により委託者を選定する。</li> <li>・委託者の選定を行う際は、プライバシーマークやISMS(ISO/IEC 27001)等の認証取得事業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限する。</li> <li>・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限にする。</li> <li>・アクセス権限の管理状況を定期的に報告する。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	システムへのアクセスログ、システムでの操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報提供等記録用符号は、情報提供ネットワークシステムの内部管理のためにのみ利用され、その他の目的に利用されたり、情報提供ネットワークシステムから外部に出ることはないため、委託先から他者への提供は行わない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録用符号は、情報提供ネットワークシステムの内部管理のためにのみ利用され、その他の目的に利用されたり、情報提供ネットワークシステムから外部に出ることはないため、委託先へ特定個人情報の提供は行わない。</li> <li>・再委託も含めて、番号法第11条の趣旨を踏まえ、必要かつ適切な監督を行う。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第23条第3項に基づく施行令第29条にて、情報提供等記録の保存期間は7年間とされており、保存期間の過ぎたファイルは、バッチ処理等自動処理にて適切に消去する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</li> <li>・従業員に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</li> <li>・従業員に対する監督・教育</li> <li>・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等</li> </ul> また、再委託先が総務省と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 特に力を入れている</small> <small>2) 十分である</small> <small>3) 課題が残されている</small>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録開示システムを介して行われた開示請求者からの情報提供等記録の開示請求については、開示を行う際に、いつどの開示請求者が開示請求し、どの情報提供等記録を提供したのかの記録を情報提供ネットワークシステムにて全て記録・管理する。</li> <li>・書面により行われた開示請求者からの情報提供等記録の開示請求については、職員が特定の端末を操作して開示することとなるが、その際受付の記録と共に、どの職員がいつどの情報提供等記録について抽出したのか情報提供ネットワークシステムにて記録・管理する。</li> <li>・特定個人情報保護委員会からの報告若しくは資料の提出の求めについては、所定の書面等にて受け付け、職員が特定の端末を操作して提供することとなるが、その際受付の記録と共に、どの職員がいつどの情報について抽出したのか情報提供ネットワークシステムにて記録・管理する。</li> <li>・情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定に従い、7年間保存する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムを使用して行われる特定個人情報の照会・提供について、行政機関個人情報保護法第12条（番号法第30条第2項の規定に読み替え）の規定に基づき、開示請求できることとなっており、本人等からの開示請求に基づき情報提供等記録ファイルを使用して、開示することとなっている。</li> <li>・開示請求は、書面又は情報提供等記録開示システムを介して行うことができるようになっており、開示は書面・電子記録媒体・情報提供等記録開示システムによって行われる。</li> <li>・開示請求者からの開示請求又は特定個人情報保護委員会からの報告若しくは資料の提出の求めがあった場合には、システム処理又は定められた手続に則り処理が行われ、当該開示又は提出等に関する記録が情報提供ネットワークシステムに記録・保管される。</li> <li>・定期的に書面による開示請求又は報告若しくは提出の求めと操作ログ等を管理者が突き合わせ確認を行う。</li> <li>・情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定に従い、7年間保存する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して行われる特定個人情報の照会・提供については、行政機関個人情報保護法第12条（番号法第30条第2項の規定に読み替え）の規定に基づき、開示請求者が開示請求できることとなっている。</li> <li>・書面により行われた開示請求者からの開示請求又は特定個人情報保護委員会からの報告若しくは資料の提出の求めがあった場合には、定められた手続に則り処理を行う。</li> <li>・定期的に書面による開示請求又は報告若しくは提出の求めと操作ログ等を管理者が突き合わせ確認を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><b>【誤った情報を提供してしまうリスク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録開示システムを介して行われた開示請求者からの開示請求については、情報提供等記録開示システムにおいて請求者である本人又は代理人から指定された内容のみが開示されるようシステムにより担保されている。</li> <li>・書面により行われた開示請求者からの開示請求又は特定個人情報保護委員会からの報告若しくは資料の提出の求めについては、定められた手続に則り処理を行い、指定された内容であることを確認の上、回答することとしている。</li> </ul> <p><b>【誤った相手に提供してしまうリスク】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録開示システムを介して行われた開示請求者からの開示請求については、情報提供等記録開示システムにおいて請求者である本人又は代理人の真正性の確認が行われており、開示請求された本人の内容のみが開示されるようシステムにより担保されている。</li> <li>・書面により行われた開示請求者からの開示請求又は特定個人情報保護委員会からの報告若しくは資料の提出の求めについては、定められた手続に則り本人確認書類等により請求者（本人又は代理人、特定個人情報保護委員会）の真正性の確認を行う。開示する情報については、書面又はパスワードを付して情報を格納した電子記録媒体により開示する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 特に力を入れて遵守している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している    2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない    4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している    2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・データセンターや端末が置かれた部屋では、個人ごとのICカードや生体認証を用いた入退室管理を実施する。 ・データセンターや端末が置かれた部屋に監視カメラを設置し、端末や媒体の持ち出し・持ち込みの監視を行う。
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・FW(ファイアウォール)、WAF(アプリケーションファイアウォール)等を導入し、必要な通信のみ制御する。 ・ネットワークを介した侵入検知や保護を行えるIDS(侵入検知システム)・IPS(侵入保護システム)を設置する。 ・端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを適宜更新する。 ・OSやデータベースに関するセキュリティ情報の情報収集を行い、セキュリティパッチを適宜適用する。
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり    2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している    2) 保管していない
	具体的な保管方法	システムでは生存者か死者かを区別することなく安全管理を実施する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている    2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供等記録ファイルには、いつ誰と誰の間で特定個人情報の照会・提供があったかを記録する必要があるため、過去の情報であっても更新せずに、事実をそのまま記録する必要があるため、このリスクは該当しない。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経過後は、適切に廃棄等を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	「総務省情報セキュリティポリシー」(平成23年総務省行政情報化推進委員会決定)に基づき、年度自己点検計画を策定し、総務省の全職員を対象として、情報セキュリティ対策の自己点検を実施している。 (注) 自己点検の手法としては、各職員が研修システムにアクセスして自己点検票(チェックリスト形式)に回答することにより年1回実施している。この結果、情報セキュリティ対策の取組不足が認められた項目については改善措置を講じている。	
②監査	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	「総務省情報セキュリティポリシー」に基づき、年度監査計画を策定し、情報セキュリティ対策に係る自己点検結果の監査など、情報セキュリティ対策の監査を実施している。 監査手法としては、以下の項目について、「総務省情報セキュリティポリシー」に準拠しているかを、セキュリティ監査業者に委託して年1回実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリシーの統一基準への準拠性監査</li> <li>・実施手順書のポリシーへの準拠性に関する監査</li> <li>・自己点検の適正性監査</li> <li>・例外措置の申請及び許可状況の監査</li> <li>・主要なシステムの運用管理に関する監査</li> <li>・ウェブサーバの対策状況の監査</li> </ul>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	「総務省情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ対策の教育に係る計画を策定し、総務省の全職員を対象として、情報セキュリティ対策の教育を実施している。 教育手法としては、各職員が最低年1回は研修システムにアクセスしてコンテンツを閲覧することにより実施している。コンテンツの作成に当たっては、昨年度の自己点検の結果を基に、結果が良くなかった点検事項を重点的に教育できる内容としている。	
3. その他のリスク対策		
-		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務省個人情報受付窓口（注） 住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号：03-5253-5111(代表)  (注) 現行の類似事務について記載した。情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始(平成29年1月予定)に向けて、今後、所要の措置を講じていくところである(以下、同じ。)。
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送による開示請求</li> <li>・電子申請による開示請求</li> <li>・来省による開示請求</li> </ul>
特記事項	—
③手数料等	[ 有料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法：保有個人情報が記録されている行政文書1件つき、開示請求書に300円) の収入印紙を貼付、窓口に来所して現金を納付又は電子納付する方法
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	連携用符号発行管理ファイル(仮)、情報提供等記録ファイル(仮)
公表場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所への備付け</li> <li>・総務省ホームページ (<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/index.html</a>) から個人情報ファイル簿の検索が可能</li> </ul>
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務省個人情報受付窓口 住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館2階) 電話番号：03-5253-5111(代表)
②対応方法	個人情報開示請求等事務マニュアルを作成しており、来所又は電話等による相談等に対して、必要な情報提供等を行っている。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年9月16日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	e-Govパブリックコメントのホームページに意見募集公告を掲載し、ダウンロード資料として「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」及び「意見募集要項」を掲載した。意見は所定の意見提出様式により、インターネット上の意見募集フォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	平成26年9月18日から平成26年10月20日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは情報の一元管理になるのではないか。</li> <li>・連携用符号は定期的に生成し直すべきではないか。</li> <li>・番号制度の利用拡大(医療(カルテ、処方箋))</li> <li>・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)ホームページに掲載されている盗聴に関する情報の提供</li> <li>・運用時のID管理について。委託にあたっては再委託を行わない事業者とすべき</li> <li>・事務の目的の記載に社会保障・税番号大綱に謳われた実現する社会の理念を記載すべき</li> <li>・番号制度全体の情報連携の仕組みをわかりやすく示すべき</li> <li>・符号生成に関してより明確に記載すべき</li> <li>・情報連携の媒介についてより明確に記載すべき</li> <li>・情報提供等記録の提供の仕組みを明確にすべき</li> <li>・情報連携を符号により行うことの法的根拠について</li> <li>・委託はせずに行政が自ら行うべき</li> <li>・刑事事件捜査や治安立法に基づいた特定個人情報の提供・移転について</li> <li>・情報提供等記録ファイルへの項目追加について</li> <li>・ユーザ認証の管理、アクセス権限の管理、端末とサーバーとの間の通信暗号化について</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する契約書記載内容について</li> <li>・対策の有効性についての確認ができるように改良すべき</li> <li>・システムの開発、保守に関するリスクと対策も記載すべき</li> <li>・技術的対策を記述した部分に不十分、不正確な記述がみられる。</li> </ul>
⑤評価書への反映	寄せられた意見及び意見に対する考え方と対応方針を回答として一覧形式で取りまとめた。回答についてはe-Govパブリックコメントのホームページにて公表し、当該一覧において意見内容を評価書へ反映する旨の記述をしたものについては、本評価書への追記・反映を行った。
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	平成26年11月14日
②特定個人情報保護委員会による審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託については、委託を受けた者に対して、総務省自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うこと、また、再委託は、原則行わないこととしているが、再委託を行う場合には、再委託先に対して委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行うことについて、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。</li> <li>・特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。</li> </ul>

